

特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所「どんでんどん」運営規程

(事業所の目的)

第1条 指定相談支援事業所・障害児相談支援事業所「どんでんどん」(以下「事業所」という。)は、障害者等、障害児・者等の介護を行う者からの相談に対して、必要な情報の提供や助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び障害者福祉サービス事業者等との連絡調整を図り生活全般に係る相談、サービス利用計画等に関する相談を行う事を目的とする。

(設置、運営主体)

第2条 事業所の設置、運営主体は、次のとおりである。

- (1) 名称 社会福祉法人 花咲会
- (2) 所在地 新居浜市下泉町2丁目7-25

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- (1) 名称 指定相談支援事業所 どんでんどん
- (2) 所在地 新居浜市下泉町2丁目7-25

(運営方針)

第4条 事業所は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って適切な援助を提供するよう努めることとする。

(従業者の職種及び員数)

第5条 事業所には、次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名
- (2) 相談支援専門員 1名以上

(職務の内容)

第6条 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2 相談支援専門員は、生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日は月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

2 営業時間は午前8:30分から17:00時までとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 相談支援サービスに関する利用料について、事業者が法律の規定に基づいて市町村から介護給付額を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の負担はありません。

2 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合はサービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、新居浜市全域とする。

(主たる対象とする障害の種別)

第10条 事業所において指定相談支援を提供する主たる対象者は、特定なしとする。

(指定計画相談支援及び障害児相談支援の提供方法及び内容)

第 11 条 事業所で行う指定計画相談支援及び障害児相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。(テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする。)

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメント(支援する上で解決すべき課題等の把握)の実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) サービス等利用計画案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援(以下「指定障害福祉サービス等」という。)が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとする。

(4) サービス等利用計画の作成

(ア) 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) (ア) に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング(サービス等利用計画の実施状況の把握)の実施

(ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (5) に附帯するその他必要な支援、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(事業所利用に当たっての留意事項)

第12条 事業所の利用者は、事業所の規則を遵守するなど秩序を乱す行為を厳に慎むとともに、施設が作成した処遇に関する計画に基づく目標を達成するため、職員と一体となった活動に精励するものとする。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第14条 管理者は、別に定める規程により、利用者の苦情に対応する。

(虐待防止のための措置)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他)

第19条 管理者は、利用者の援助の内容その他の事業所の運営に関する情報を開示し、運営の透明性を確保する。

第20条 管理者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

第21条 管理者は、利用者に援助を提供するに当たって事故が発生した場合には、速やかに保健所等関係機関及びその家族等に連絡を行うなど必要な措置を講じるとともに、利用者及びその家族に対して誠実に対応する。

第22条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。